



事業主の皆様へ

平成28年10月20日
社会保険労務士法人 リヴル総研
代表社員 奥村 繁子

秋風の快い季節となりました。

皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうかお伺い申し上げます。さて今月は、働き方改革実現会議にともなう雇用保険法施工規則の一部改正などをお知らせいたします。

『働き方改革実現会議』が開かれました

平成28年9月27日に第一回「働き方改革実現会議」が開催されました。

「働き方改革」は、第三の矢、構造改革の柱となる改革であり、働く方に、より良い将来の展望を持っていただくため**同一労働同一賃金**を実現し、正規と非正規の労働者の格差を埋め、若者が将来に明るい希望が持てるようにするためのものです。長時間労働を是正すれば、ワーク・ライフ・バランスが改善し、女性、高齢者も、仕事につきやすくなります。経営者は、どのように働いてもらうかに関心を高め、労働生産性が向上していきます。働き方改革こそが、労働生産性を改善するための最良の手段です。働き方改革は、社会問題であるだけでなく、経済問題です。労働参加率を上昇させ、賃金を上昇させなければなりません。

働き方改革のテーマは、**同一労働同一賃金と36（サブロク）協定の在り方**ではありません。高い問題意識で取り組む必要があります。ロボットからビッグデータ、AIまで、デジタル技術の活用が進む中で、働き方も間違いなく変わってきます。

働き方改革実現会議では、次のようなテーマを取り上げていきます。

- ①同一労働同一賃金など非正規雇用の待遇改善
- ②賃金引上げと労働生産性の向上
- ③時間外労働の上限規制の在り方など長時間労働の是正
- ④雇用吸収力の高い産業への転職・再就職支援、人材育成、格差を固定化させない教育の問題
- ⑤テレワーク、副業・兼業といった柔軟な働き方
- ⑥働き方に中立的な社会保障制度・税制など女性・若者が活躍しやすい環境整備
- ⑦高齢者の就業促進
- ⑧病気の治療、そして子育て・介護と仕事の両立
- ⑨外国人材の受け入れの問題

早速これらのテーマに沿って、一部の助成金が見直し・新設されています。(裏面)

雇用保険法施行規則の一部を改正

平成28年度補正予算の成立に伴い、以下の各種助成金の見直しや新設を行います。

1. 労働移動支援助成金
2. **65歳超雇用推進助成金** …新設
3. 生活保護受給者等雇用開発助成金…新設
4. 地域雇用開発助成金
5. 両立支援等助成金
6. 人材確保等支援助成金
7. キャリアアップ助成金
8. キャリア形成促進助成金
9. **地域活性化雇用創造プロジェクト（仮称）** …新設



65歳超雇用推進助成金（仮称）

65歳以上への定年の引上げ等を行う企業に対して重点的に支援を行い、65歳以降も希望者全員が安心して働ける雇用基盤を整備するとともに「一億総活躍社会」の実現を図ります。

《助成額》

65歳への定年引上げ	65歳以上への定年引上げ又は定年の定め廃止	希望者全員を対象とする66歳～69歳の継続雇用制度の導入	希望者全員を対象とする70歳以上の継続雇用制度の導入
100万円	120万円	60万円	80万円

受給するためには、65歳への定年の引上げ等を労働協約又は就業規則で規定する必要があります。詳しくは、リヴル総研までご連絡下さい。

地域活性化雇用創造プロジェクト（仮称）

各都道府県の提案する事業から、コンテスト方式により、安定的な正社員雇用の創造効果が高い事業を厚生労働省が選定します。プランを選定された都道府県は、地域の関係者（自治体、経済団体（企業）、金融機関、教育・研究機関等）で構成する協議会を設置した上で事業を実施（既存の協議会の活用等も可能）、実施期間は最大3年間です。国は、都道府県に対し、費用の10割（初年度のみ）を補助します。

事業内容

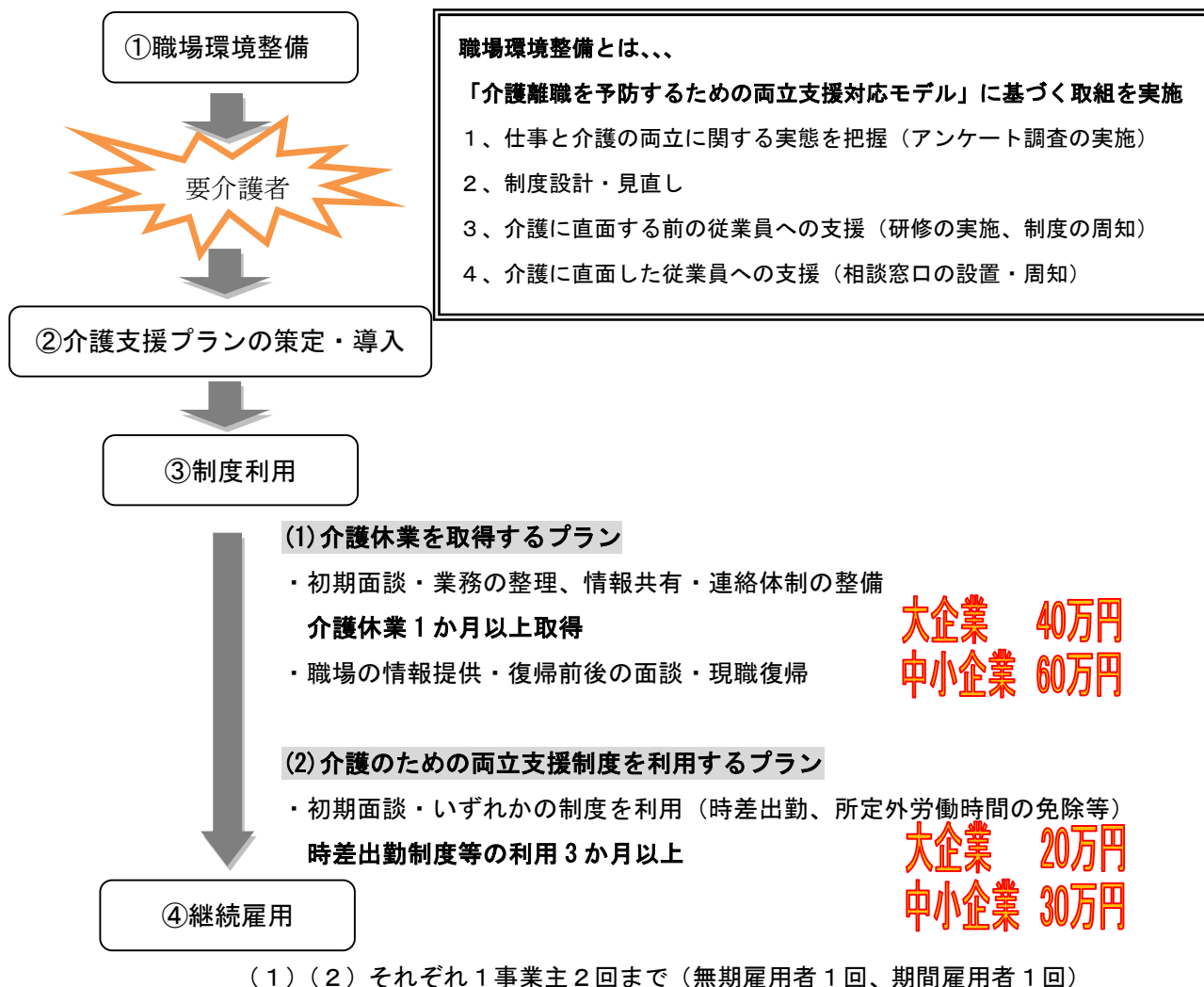
コース名	地域産業活性化コース	地域雇用活性化コース
対象産業	製造業等	全産業
費用対効果の上限額	雇用創出一人あたり 250万円以内	雇用創出一人あたり 150万円以内

支援メニューはコース毎にいくつかあります（新規創業新分野への進出、研究開発等による事業の拡大など地域の雇用機会の拡大を図る取組の支援等）。詳しくはリヴル総研まで。

介護離職防止支援助成金

「介護離職ゼロ」の実現のため、厚生労働省が策定した「介護離職を予防するための両立支援対応モデル」に基づく取組により仕事と介護の両立に資する職場環境を整備し、「介護支援プラン」の策定・導入により円滑な介護休業取得・職場復帰をした労働者、介護のための時差出勤制度等の利用者が生じた事業主に助成金が支給されます。（平成28年度補正予算案）

＜支給要件＞①～④の要件を満たした事業主に支給



平成28年8月より、介護休業給付金の支給率と賃金日額の上限も改定

支給率	40%	⇒	67%
賃金日額の上限	14,150円	⇒	15,550円

リヴル総研よりお知らせ

リヴル総研は、ふくい産業支援センターの正面、福井県立大学の西側に位置しています。近辺にお越しの折は、弊社の駐車場をご利用ください。

その際、ぜひ事務所にもお立ち寄りください。お待ちしております。



最低賃金のご確認はお済でしょうか？

福井県の最低賃金が平成28年10月1日から754円になりました。支給している給与が最低賃金以上となっているかチェックがお済でない場合は、至急ご確認下さい。

ご不明な点は、リヴル総研までお問合せ下さい。

厚生年金保険料率の改定(9月より)

先月号でもお知らせいたしましたが、厚生年金保険料率が平成28年9月分(10月納付分)より変更になっています。賞与にかかる保険料率も同様に変わりますので、ご留意ください。

トピックス



「配偶者控除」廃止を見送りへ

政府・与党は、2017年度の税制改正において「配偶者控除」の廃止を見送り、数年かけて存廃を検討する方針を固めました。また共働き世帯にも適用する「夫婦控除」の創設についても先送りにし、継続的な検討課題とする考えです。



介護業界の人手不足解消目指し研修制度創設へ

厚生労働省は、介護福祉士やヘルパーの資格を持っていない人でも介護施設ではたらくことができるよう、「入門研修制度」を創設する方針を示しました。研修では短期間で介護に必要な基礎知識や技能を学んでもらい、人手不足が深刻な介護業界で業務に携わる人を増やすのがねらいです。有識者委員会で研修内容などを議論し、来年度中の導入を目指す考えです。



55歳以上対象の技能講習・就職支援を実施へ

政府は、労働力不足への対応策として、55歳以上を対象に技能講習と就職支援を一体的に実施する「高齢者スキルアップ・就職促進事業(仮称)」を2017年度から開始する方針を明らかにしました。厚生労働省が労働局を通じて人材派遣会社などに講習を委託し、その後ハローワークが企業と高齢者の仲介を行い、介護・保育などの分野での人材確保を目指します。

社会保険労務士法人リヴル総研

奥村繁子行政書士事務所

〒910-0347 福井県坂井市丸岡町熊堂3-7-1-19

T e l 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 0 0

F a x 0 7 7 6 - 6 8 - 1 6 1 0